

平成26年2月から適用される公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

平成26年2月から適用される公共工事設計労務単価等（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたことに伴い、下記のとおり特例措置を定める。

記

I 工事について

1 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、福島地方水道用水供給企業団工事請負契約約款第53条の規定に基づき、平成25年4月5日改訂の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 適用対象工事

平成26年2月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、工期の始期が平成26年4月1日以降のものに限る。

なお、落札決定後の工事の場合、発注者は落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明の上で契約を行うこと。

また、契約後の工事にあつては、発注者は受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出する。

変更後の請負代金額 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4 協議の請求期限

この特例措置に基づく請負代金額変更の受注者からの協議の請求期限については、当初契約の日から60日以内となります。

II 業務委託について

1 措置の内容

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、2に定める業務委託の受注者は、福島地方水道用水供給企業団業務委託契約条項の規定に基づき、業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2 適用対象業務委託

平成26年2月1日以降に契約を行う業務委託のうち、平成25年4月5日改訂の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）及び旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、委託期間の始期が平成26年4月1日以降のものに限る。

なお、落札決定後の業務委託の場合、発注者は落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明の上で契約を行うこと。

また、契約後の業務委託にあつては、発注者は受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

3 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の式により算出する。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4 協議の請求期限

この特例措置に基づく業務委託料の受注者からの協議の請求期限については、当初契約の日から60日以内となります。

附 則

- 1 この特例措置は、平成26年4月1日から施行し、適用する。